

静 岡 市 報	号 外
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

告 示

静岡市告示第629号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定に基づき、特定有害物質に汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成28年 8 月17日

静岡市長 田 辺 信 宏

次の区域のうち別に図示する区域

区域1**(1) 要措置区域**

静岡市清水区長崎329番の一部（別図のとおり）

(2) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン及びシス-1,2-ジクロロエチレン

(3) 当該要措置区域において講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

区域2**(1) 要措置区域**

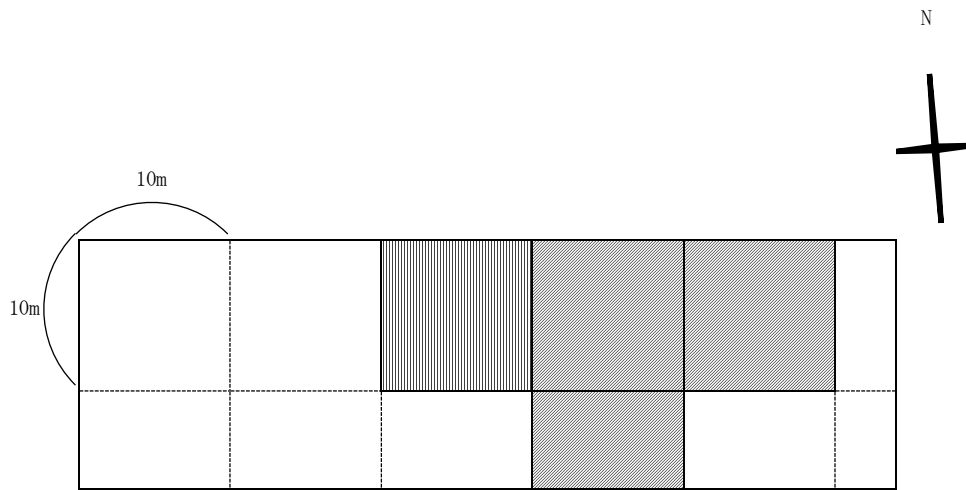
静岡市清水区長崎329番の一部（別図のとおり）

(2) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シス-1,2-ジクロロエチレン

(3) 当該要措置区域において講ずべき指示措置
原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

(別図)



静岡市清水区長崎329番